

広島県県産木材利用促進条例をここに公布する。

平成三十年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第四十八号

### 広島県県産木材利用促進条例

森林は、木材を供給するとともに、県土の保全、水源の涵（かん）養、憩いの場の提供などの多面的かつ公益的な機能を有し、本県経済や、県民生活に大きな役割を果たしてきた。

そして、木材は、健康で快適な暮らしを作り出す上で有効な材料であり、環境への負荷が少なく、再生産が可能であることから、循環型社会を形成する上で重要であり、木材をエネルギーとして利活用し、地球温暖化の防止に役立てるなど、近年、木材の利用拡大に対する期待が高まっている。

ここに、県内の森林の継承や循環型社会の形成をはじめとする多くの恩恵を県民が享受できるように、県内の森林から生産された木材の消費を拡大することを基本とし、県産木材の利用の促進について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、これに必要な施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

#### （目的）

第一条 この条例は、県産木材の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務並びに市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民の役割等を明らかにし、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、品質の高い製品を安定的に供給し、もつて林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化、循環型社会の形成並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産木材 県内で生産又は加工された木材をいう。
- 二 県産木材の利用 建築材料、工作物の資材、製品の原材料若しくはエネルギー源として県産木材を使用すること又は県産木材が使用された木製品を使用することをいう。
- 三 森林所有者 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。
- 四 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下

同じ。）を行う者をいう。

五 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。

六 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 県産木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 森林が、多面的かつ公益的機能を有し、再生産が可能な資源であることに鑑み、県産木材の利用の促進により、森林が次の世代へ継承され、循環型社会の形成が図られること。

二 木材は、二酸化炭素を長期に固定する機能を持ち、また、木材のエネルギー利用は、環境への負荷が少なく再生産が可能であることから、地球温暖化の防止に貢献し地球環境の保全が図られること。

三 林業及び木材産業の持続的な発展が本県経済の活性化に資することに鑑み、県産木材の利用の促進により、その経済的価値の向上が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有するものとする。

(市町との協働)

第五条 県及び市町は、それぞれが実施する県産木材の利用の促進に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協働するものとする。

(森林所有者の役割)

第六条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的かつ公益的機能が持続的に發揮されるよう、その所有する森林の適正な整備及び保全に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第七条 林業事業者は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全、林業の振興並びに良質な県産木材の安定的な供給に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第八条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び安定供給の推

進、県産木材の新たな用途の開発その他木材産業の振興に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (建築関係事業者の役割)

第九条 建築関係事業者は、基本理念にのつとり、自らの事業活動を通じて、県産木材に係る知識の習得、県産木材の積極的な利用及び普及並びに木造建築の技術の継承及び一層の向上に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (県民の協力)

第十条 県民は、基本理念にのつとり、県産木材の利用が森林整備を促進することについて理解を深めるとともに、その日常生活又は事業活動を通じて、県産木材の利用に協力するよう努めるものとする。

#### (基本指針)

第十二条 知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、県産木材の利用の促進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針において、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 県産木材の利用の促進に関する取組方針及び目標
- 2 県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項
- 3 前二号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関する必要な事項

3 知事は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町長に通知しなければならない。

#### (県産木材の安定供給の推進)

第十三条 県は、県産木材の安定供給を推進するため、県産木材の生産に係る基盤の整備、森林施業の集約化、林業事業体の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (県産木材の加工・流通体制の整備)

第十四条 県は、県産木材の加工及び流通の体制の充実強化を図るため、関係施設の整備及び生産性の向上に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (県産木材の利用の促進)

第十五条 県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

- 1 公共施設等における県産木材の利用の促進にすること。
- 2 県産木材を使用する建築物の建設及び建築物の内装の木質化の促進にすること。

三 県産木材の新たな用途の開発に関すること。

四 県産木材の販路の拡大に向けた支援に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関すること。

(木質バイオマスの利活用の促進)

第十五条 県は、間伐材、林地残材その他の未利用の木質資源をバイオマスエネルギーとしてその利活用の促進を図るため、木質バイオマス施設の整備への支援、新たな利用を推進するための調査及び情報収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第十六条 県は、県民が木に親しみ、触れ合い、木材の良さ、その利用の意義及び木の文化を学ぶ機会の確保や、県産木材に関する情報の発信その他の方法により県産木材の利用促進に関する普及啓発に努めるものとする。

(人材の育成)

第十七条 県は、木材に関連する事業者等に対し、県産木材の利用促進を担う人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備)

第十八条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等が相互に連携し、及び協力することができる体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第二十条 知事は、毎年度、県産木材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。